

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後二時四十三分開議

○簡井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。谷川弥一君。

○谷川委員 自由民主党の谷川弥一であります。

まず、大災害にも匹敵する口蹄疫発生に対して万全の対策をとるようお願い申し上げまして、質問に入ります。

六十二歳で初当選。余りにも遅かったのですが、当初から自民党の部会にただひたすら言い続けてきたのが、林業の復興と、国境離島振興です。林業の復興については、三月十一日の当委員会で触れましたが、再度整理しますと、大きく分けて以下の問題を解決する必要があります。

一つ、当面の間、間伐、林道、路網の整備には、十分な予算をつけて、公共事業でやること。二つ、公共事業は国産材を使う。三つ、化粧材以外は生木、つまりグリーン材で可とする。四つ、和風文化のよさを国民に知ってもらい、民間工事でも国

産材を使うように誘導する。五つ、林業関係の人材育成ということです。

きょうはこのことだけを議論したいのですが、六月までに当委員会での発言機会がないこと、大臣が結論を急いでいるという関係上、大半の時間を諫言問題に割かざるを得ないことをお許しください。

ではまず、さきに述べた五点についてですが、世界的にCO₂問題が脚光を浴びたこともあり、一については自公政権下でほぼ解決しつつあったのに、政権交代で三割も予算をカット。これをぜひもとに戻していただきたい。

二と五については、大幅に踏み込んでいただきおまけに、野党の意見も聞きながら修正に応じるという度量の大きさに感謝いたします。大臣の熱意も当然ですが、林業関係の役所の人たちの努力もあつたことと思ひ、敬意を表します。

ところが、三と四が皆様方にはどうしてもわかってもらえません。しかし、何をやっても、この二点に目を向けないと、仏つくつて魂入れずということになるのです。

大臣の御所見をお願いいたします。

○佐々木大臣政務官 お答えいたします。

議員最初に触れていただきました間伐材、それから林道については、我々も同じような考え方でありますが、しっかりと間伐の実施をしていくためには、路網の整備が必要だということ、特に間伐の実施をするための事業として、森林整備の事業、そのほかに農山漁村の千五百億円の交付金、それから、一次補正であります、森林整備加速

化・林業再生事業、それから二次補正においては機械導入やオペレーターの養成、それから森林・林業再生プランの実践事業、さらにまた地域活性化・きめ細かな臨時交付金などなどの予算を確保いたしました。間伐の実施、路網の整備について進めていくこととしておっしゃいます。

さらにまた、公共建築物等の利用の部分についても触れていただきましたが、利用の部分については、いわゆる民間の事業者についても木材供給が可能のように、無利子の資金の制度などについても償還期限の猶予などについてしっかりとPRをさせていきたいというふうに思っております。

このほかに、省として、木材利用を推進するということも決めさせていただいてございますし、さらにまた、地方や民間業者に対しても、コンクリートの型枠やくい、さらにまた間伐材を使用した紙製品の利用などについても実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。さきの二点について、私の方からお答えをさせていただきます。

○谷川委員 もう一つの角度から、総論ですが、世の中に放置できない困った現象が数多くあります。きょうのテーマもその一つであります。我が国は伐採適齢期を迎えた森林資源が豊富にあるのに、低調な利用等のために林業活動が停滞している。

一つは、国産材の長所は、中に含まれる油分が長い間空気に触れ、あめ色になり、えも言われぬ風情を醸し出すことにあるんです。外材はでき上

がったその日が一番きれいなんです。ところが国産材は五十年、六十年後に本当に輝く。それはまさに、女二人行く、若きはうるわし、老いたるはなおうるわし。年輪を重ねた人が長年の苦勞を肥やしに、知性と教養で魅力が増すのに似ているのです。

ところが、欠点も二つあります。一つは、小径木が多く、効率面で大径木の外材に負ける。二つは、含水率が高く、乾燥に時間と金がかかることです。葉枯らしすると長所の油が飛ぶ。乾燥機でやると一立米一万円かかり、CO₂をまき散らす。

二つ目が、さつきから何回も言うとおりの、占領政策の影響で住生活が急速に西洋化したことです。西洋人の文化を丸ごとまねてきたわけですから、宮々として築いてきた日本人の心、和風の文化が消滅してしまいました。日本人の住まいの中心は、杉、ヒノキ、松と、畳、障子、ふすまだったのが、現在はそれがすべて代替材にかわって、洋風化しているのです。この問題を解決する必要があるんです。

合理化、省力化のために、プレカット工場が普及し、これは乾燥材を要求します。小径木で含水率の高い国産材は、その費用によってその分不利になるんです。化粧材は別として、構造材は生木でよいというふうに基準を変えないと、この問題は解決しません。

このことに対する御所見をお願いします。
○山田副大臣 今、谷川委員のおっしゃっているように、いわゆる生木、グリーン材の使用、乾燥材でなくても、かつて日本の家では大工さんたち

がそうしてやっておったとか、いろいろないきさつというのはよく承知しているつもりですし、今でも田舎では大工さんがそうしてやっているといるところも見受けられます。

そういう形で、必ずしも乾燥材じゃなければいけないとは思っておりませんし、それなりに、確かに生木というかそういうものよさというのもあるんじゃないか、そういう大工さんの技術も日本にあるんじゃないか、そう思っておりますので、そこは大事に考えていきたいと思っておりますし、今度の法律の施行に当たって、いわゆる建築基準法の見直しについても今与野党間で話し合っていたいておりますが、そういった意味でも、もし緩和できるところがあれば緩和していただきたい、私もそう思っているところです。それにあわせて、やはり乾燥材ということも何かと重宝されているようにして、乾燥する、山地で乾燥できるような支援体制もいろいろと今度の予算でも措置させていただいているところです。

それから、本来、前にもたしか谷川委員、言っておったと思いますが、和風建築のよさというんですか、大壁工法、真壁工法という言い方をされたと思いますが、確かに、現在の洋風建築といいますが、木の柱とか木の壁が家の中に見えるようになった。ところが、木の壁は確かに、湿度の多いときには湿度を吸い、乾燥しているときには湿度を吐き出すというような形で、いわゆる大壁工法と非常に少なくなってきた、いわゆる大壁工法という形で。

そういう意味では、まさに、真壁工法といいま

すか、真に日本の木材を活用した内装、今回、低層、中層の公共建物はすべて木造でということも言っておりますが、高層建物においても、内装は木造でやっていたいただきたい。そういう意味で、木の見える、そういう形での建築、和風とまではいなくても、そういうものを大切にしていきたい、そう考えておりました、谷川委員と私どもの考え方は同じではないか、そう思っているところです。
○谷川委員 自公の先生方には申しわけないんですが、後に質問させていただきます。

先に諫干についてお尋ねしますが、前回、大臣が答弁の中で、長崎県の意向を無視して、力ずくで開門させることはできるわけがないと言っているの、あえてくどくど言う必要はないのかなと思うんですが、大臣と我々地元では若干認識が違うんですね、このことに関しては、ですので、一通り、諫干について述べさせていただきます。四点に分けて質問しますので、よろしくお願いしたいと思えます。

まず、諫早の人々は、常に二つの苦しみを背負ってきたのです。一つは水害です。ほとんどの農地が埋め立てでなく干拓でできているために、常に水害に遭う宿命にあるのです。諫早地区は、有明海の満潮時よりも低い土地が二千七百ヘクタールあります。一度雨が降ると農地の多くは水につかり、潮が引いても、排水門には大量の濁土がたまり、排水できないのです。

さらに、諫早は、午前中に宮腰先生も質問のように、台風の通り道になっており、三方を山に囲まれているので、集中豪雨発生日数は東京の約二

倍にもなるんです。昭和三十二年には、先生のおっしゃったような大災害が起こりました。昭和五十七年には、長崎大水害でも大変な被害を受けたのです。このような水害は、住民の生命財産だけでなく、農業にも大変な被害をもたらし、特に畑作は作付不能になります。

二つ目は、農業に不可欠な水がないのです。水がないので、地下水をくみ上げてきたのですが、そのために八年で百四十ミリ地盤沈下したところもあります。当初、諫干は、戦後の食料増産を目的に、昭和二十七年に大干拓事業として構想されました。おたくの西岡先生のお父さんがやったんです。随分昔の話です。

この計画は、諫早湾のほとんどを締め切って、現在の農地の約二倍をつくる内容であったことから、漁民の猛反対を受け、昭和五十七年に一たん事業が打ち切られました。ところが同年、長崎大水害が発生し、水害の恐ろしさが再認識され、水害と水不足の課題は放置されないと、昭和三十二年に規模を大幅に縮小し、現諫干事業がスタート。平成十四年には、さらに規模を縮小し、現諫干が完成したのです。

ここです、大事なことは、今日では、水害の心配も水不足の心配も全く解消され、干拓地では大規模な次世代の環境保全型農業が実施され、背後地でも、これは昔の干拓地ですね、大豆、トマト、タマネギ等、畑作が盛んになりました。今まではできなかったんです、稲作以外は、それができるようにになった。地盤沈下もとり、盛んに地域を挙げて諫干に感謝しております、感謝しているん

です。

諫干の調整池の水質について、毒性の強い水であると、言う人がおります。ところが、アオコが大発生し、毒素を出しているとか、水が大量の有機物や窒素、燐を含み汚染されているなどの批判をする人がおります。しかし、さまざまなデータを、見ても、この水が農業用水として悪いという事実はありません。

アオコの発生量を示す目安であるマイクロシスチン濃度は、諏訪湖の四十分の一、霞ヶ浦の二百分の一であります。また、有機物を示すCODは、佐賀クリークの三分の一、窒素は二分の一、燐は七分の一なんです。農業用水として、諫干調整池の水は何の問題もありません。平成二十年度で一万二千三百トンの農作物が市場に出、高い評価も受けました。

そこで大臣にお聞きしますが、諫干農業は日本の将来の一つの姿であると、現地視察のときのお言葉に偽りはないと受け取っていいですか。大臣が試食したトマトの味はいかがでしたか。毒入りの水でできたトマトでは決してないと断言していただいたと理解していいですか。以上、お答え願います。

○赤松国務大臣 今、委員がおっしゃった歴史的な経過については、私も多少勉強させていただきましたので、承知をしておるつもりでございます。

ですから、もう何年か前に、時を限って開門調査をしたそのときは、営農の状況も変わってきているんです。既に今四十四個人、法人等が入って立派に営農をやっておられる。しかも、午前中

答弁でも申し上げましたけれども、実際にその代表者三人の方、それぞれの方の御意見も直接聞いてまいりましたし、キャベツもそしてミニトマトも見せていただきながら、実際に食べてほしいというので、トマトは特に好きなあれではあります。さんが、ミニトマトを食べさせていただきました。しかし、非常に糖度が高くておいしい、いいのであったことは、これはもう客観的に私も申し上げましたし、おいしい、いいトマトですね、しっかりとこれからも頑張ってくださいということをお願いしました。

ただ、そのことと、この干拓によって有明海が汚れたんだ、あるいは汚れたのかもしれない、だから調査してほしいという佐賀県、福岡県、そして熊本県、そしてまた私が、数百名の皆さん方が公会堂みたいなところにお見えになって、その中にも、長崎県の意見交換会の中にも、開門賛成反対、両派がお見えになりました、それぞれ意見も述べられたり、やじもそれぞれやり合ったりしておみえになりました。

もう一つは、やはり佐賀地裁の判決という事実もあります。この佐賀地裁の内容については、御存じのとおり、五年間、あけて調査をしないという中身でございます。

ですから、かつての水害等のことを考えながら、どちらにしても、あけるにしろあけないにしろ防災ということについてはきちっとやらなければいけませんし、また、干拓地として今既に営農をやっておられる皆さん、今、四十四団体、個人です。これから多分もっとふえていくと思えます

が、そういう方たちが今までと同様に、あるいは今まで以上にきちっとした営農活動ができるように、行政としてそれをきちっと保障していくということが大切なことは当然でございます。

ただ、長崎県の一部の方も含め、開門して調査すべきだという方たちも、教条的にすべて干拓が一〇〇％原因なんだと言っているわけではありません。もしかしたら生活排水が有明海に流れ込んだことよって、こうした貝類は、一部の貝はほとんど絶滅してとれないとか、あるいは今、覆砂といつて、砂をまいて、あるいは下を掘り起こしてやることよって多少回復はしていますけれども、とにかく漁業被害が出ている、漁獲量が極端に減っている、このことだけは事実でございます。それが生活排水によるものなのか、あの潮どめ堤防によるものなのか、潮が弱まったと言う方もありますし、弱まったことよってヘドロがたまつて、それで貝が死滅したんだというようにことを言う方もいます。いろいろな意見が正直言っております。

ですから、私も、そういう地域の皆さん方の率直な意見をしっかりと受けとめながら、ただ裁判を延々とやつて、そして本間に原因が何かについて突きとめず、ただ賛成、反対、両派があるから、まあこのまま黙ってしておくということには、私は、行政の責任を果たすということにはならないのではないかというふうに思っております。ですから、そういうことを踏まえながら、今、与党の中で、あるいは政府も一緒になって検討委員会を郡司副大臣のもとでやっております。

けれども、その報告を受けた後に、私自身のまた判断をしながら一つの方向性を出す。

そして何よりも、今回四つの会場へ行きましたけれども、共通して皆さん方が言うのは、必ず環境アセスをきちつとやってくれと。そして、例えばあけるにしても、どういうあけ方によつてどう影響があるのか、あるいはどういう調査の仕方がいいのかということについてしっかりとやつてほしいというのが事実ですから、これは今、三月十五日に方法書も出しまして、具体的に環境アセスが始まっていますから、そういう中で、私自身がまた考え方なり方向性をお示しして、そして慎重に議論をいただくということだと思います。

それから、地元の見解を無視して強行してなんということはやりませんよということを私申し上げたのは、現に、つくつているときともう状況が違ふんですね、昔と違ふんです。もうできちゃつているんです、今は、観光道路みたいにして、横に道もあつて、私も走らせていただきましたけれども、今や観光スポットになつて、非常にいい形で、生活道路、それからまた経済道路としても有効に使われている、こういう実態があるんです。

ですから、あけるということは何も潮どめ堤防そのものを全部ぶち壊してなんということを言っているわけではなくて、二百メートル、五十メートルのこの堰をどういう形で、もしあけるにしてもあけていったらいいのかということも含めて、これはアセスの先生方にいろいろと今検討をしていただいている。例えば、少しあけたときにどう影響があるのか、どんと全部あけたら一体ど

れだけのことが起こるのかということも含めて、その辺のところは慎重に検討させていただいております。

それから、もう既に今、長崎県、地元にも、もちろんそのお金はお支払いしていますけれども、管理をお任せしている。そこにいる職員たちはみんな県の職員ですから、別に国家公務員じゃありませんから、そういう意味で、長崎県に管理をお願いしている、そういう立場の中で、勝手にあけるとかあけないとか、地元的那种意向を全く無視してやるなんということはあり得ないことですよ。嫌々か渋々かも含めて、そういう地元の皆さんの、少なくともしようがないという了解もとらなければ、あけるなんということはできないんじゃないですかということを私は申し上げているということでございます。

○谷川委員 私はどこでも、いろいろなところで言うんですが、二十のころ戦記物をずっと読んでいて、あることを発見しているんです。戦国時代に伸びていく武将というのは、感情では決して決めない。データを集めて客観的事実を見て、どこに問題があるか、それに的確に手を打つていった人だけが伸びています。一番は信長です。一番悪かったのが今川義元。そういう観点から、ぜひ、今から述べていきますが、事実、データ、そこから目を離さないでいただきたい。

まず、漁業者は、ようやく落ちついて漁業に取り組める環境が整いつつあります。

小長井漁協のカキ養殖は軌道に乗ってきました。昨年は四百二十トン、過去五年間平均の三倍の水

揚げでした。不振が続けてきたタイラギも、二十センチの成貝まで育つものが多く見られるなど、近年回復の兆しが見られ、佐賀では昨年、平成八年以来の大漁となつていっています。ノリ養殖も、平成十二年には一時大きく落ち込み、社会問題になりましたが、その年を除けば増加傾向にあり、昨年は十八万トン、昭和五十年の二倍の生産量となつております。

ところが、最近になって、開門調査ということが降つてわいたように騒ぎ出し、大臣も連休明けまでには方針を出すと表明されておるわけです。なぜ、ここに来て開門調査をしなければならぬのか。魚がとれないのは、日本じゅう至るところで発生しているのです。有明海だけじゃありません。温暖化の問題、日中韓の乱獲の問題、漁具の高度化の問題、不明な点がある点も考慮し、諫干だけのせいにしていただきたいと思います。

例えば、貝類が大きく減少したのは、昭和五十年代後半から六十年代前半にかけてであります。諫干の工事開始は平成四年、堤防締め切りは平成九年、十年間のずれがあります。なぜ諫干のせいなんですか。

貝類が大きく減少したのは、当時、有明海で大規模な大型工事が次々と実施されました。まず熊本新港。昭和五十四年の着工、三キロメートルの巨大な堤防が有明海の海流を大量に遮つたんです。次が筑後川大堰。昭和五十六年着工、昭和六十年完成。筑後川は諫干調整池の十一倍の水を有明海に注いでおり、与える影響も諫干よりはるかに大きいんです。貝類の減少と大堰の工事は重なって

いるんですよ。なぜ諫干のせいなんですか。

さらに、三池炭鉱の海底陥没埋め戻し工事や雲仙岳災害等、貝類減少時期前後に有明海の環境に大きな影響を及ぼしたことが相次いでいるんです。このこととの関連は調べたんですか。また、調べる気があるんですか。

ノリの酸処理の問題もあります。有明海で、ノリを消毒するために、昭和五十九年ごろから酸処理が福岡、熊本で開始、佐賀も平成五年から始めました。漁業不振の原因の一つに赤潮発生が指摘されております。多くの学者は、この赤潮が酸処理によつてもたらされると指摘しているんです。貝類等が大きく落ち込む時期とも一致しているんです。

大臣にお聞きします。

第一に、大臣は、諫干事業と、筑後川大堰、熊本新港その他の工事、またノリ酸処理等と、どちらが有明海の漁業不振により大きな影響を及ぼしているとお考えなのか、その根拠を示してください。

第二に、そのようにお考えになっていない、すなわち、諫干が筑後川大堰や熊本新港その他の工事、またノリ酸処理等よりも大きな影響を及ぼしているとは考えていないとするなら、どうして諫干のみ声高にして開門調査をすると言うんですか。

第三に、ノリ酸処理が有明海異変の原因だという学識経験者等からの意見もあり、これを調査する考えがありますか。お答えください。

○赤松国務大臣 まず、現時点での考え方を申し上げますが、私は、まだあけると別に表明したわ

けでも何でもありません。あけるかあけないかについて、それを慎重に今検討委員会で検討していただいている。それをしっかり受けた上で私自身が判断をしたい、このように思っております。

今委員おっしゃいましたけれども、もともと、諫早の潮受け堤防ができる前というのは、宿命的に、私も現地で見ましたけれども、熊本、福岡、そういうところから、いわゆる火山灰を含んだ砂がどんどんと流れてくる。そして、もうこれはデータで出ていますけれども、毎年五センチずつ、一年五センチですよ、十年たつたら五十センチ、時計回りと反対の形で、しかも、ちょうどボケツトになつていっているものだから、この有明海にどんどんと土砂がたまっていく。だから、自然の干潟が、ずつともう何百年、ある意味でいけば何千年前から出ている。

しかしそれは、ミネラルや窒素を含んだ非常に栄養度の高い土だものだから、先ほど言ったミニトマトじゃありませんけれども、作物は、肥料をそんなに余分にやらなくても、大変いい作物ができる。

しかし、堰ができる前は、毎年五センチずつですから、どんどんそれがたまっていくって、どんどん出てきた。だから、当然、海面よりも低いとかあるいは同じとかいうことで、しかも、干満の差が六メートルも有明海の場合はあるわけですから、満潮時にちよつと雨が降ればすぐ水浸しになってしまうという状況だったということです。

今、潮受け堤防ができました。そうすると、今度は潮受け堤防の外にどんどん土砂がたまってい

る。今そういう状況だと私は理解しております。そういう中で、この間、長崎県の選挙もありました。残念ながら、私が応援した候補者は負けましたけれども、しかし、そのとき行われた世論調査では、長崎県でも、あけて調査をすべきだという人の方が多数でございます。そういう意見も長崎県民にはあるんです、多いんです。

だから、私は、その肩を持つ、何でも世論調査というつもりはありませんけれども、賛成、反対がある中で、やはりそういうことを、今委員が御指摘のように科学的なデータやきちっとした調査に基づいて、単なる感情論ではなくて、冷静な議論の中で、どうやって有明海の再生を目指していったらいいのか、そして、その漁業者の人たち、農業者の人たちの暮らしや生活を守っていったらいいのか、それをきちっと結論を出していくのが、政治家としての、大臣としての私の使命であり役割だと思っております。そう時間は置きませんが、いましばらく結論についてはお待ちをいただきます、このように思います。

○谷川委員 次に、私がどうしても理解できないのは、今回の開門調査は、有明海の問題解決のためではなく、単なる因果関係を明らかにするためだけでなく、単なる因果関係を明らかにするためだけでなく、単なる因果関係を明らかにするために大きな対立をおおっている。

大臣は世論調査、世論調査と言いますが、関係あるところでやらないと。関係ある住民だけを対象にやらないと。関係ない人は、自然環境を守れ、ムツゴロウは守れ、そういう感情的な世論が多いですからね。日本人のこの考え方というのも頭に

入れて言ってくださいよ。何回も言っているとおり、人の話を聞いてくださいよ。諫早地区の人たちは命がかかっているということも考えてくださいよ。

それで、仮に開門調査を実施すれば、水位が上がり、背後地を含め、水害のリスクは大きく高まりますよ。締め切り旧堤防を整備する必要がありますよ。これらの堤防は、七キロの新堤防が機能するため、全然改修していません。開門すればどのような事態が起こるかわかりません。長崎県の調査によると、これらの整備に六百八億かかると言われているんです、旧堤防。

次に問題と考えるのが、開門すると、農業に不可欠な淡水がなくなる。下水道処理水を使えという意見があるが、諫早地区の下水道は高度化処理をしておりますが、それでも、窒素濃度は農業用水の基準値の八倍、使えません。地下から水をくみ上げても、海水が混入するおそれがある、使えません。背後地の地盤沈下も起こります。

さらに、深刻な問題は潮風害です。潮風害は海岸から二キロの範囲で被害が大きくなる。有明海は日本有数の干満の差が激しい。大臣もおっしゃるとおり、一日の干満の差が六メートル。開門調査をすると、大量の海水の出入りが締め切り堤防の排水門に集中し、水流は最大秒速六・二メートル。鳴門海峡が五メートルですから、いかにすごい海流が起こるかおわかりでしょう。おっしゃるとおり、排水門の近くには大量の濁りが堆積しております。この濁りが水流に巻き込まれ、調整池の内外に急速に拡散して、大変な被害が起きます。そ

ういうことも頭に入れてください。

平成九年の締め切り後、ことしで十三年が経過し、この間、調整池では淡水の生態系が形成されております。鳥、魚、水生生物や昆虫、約七百種類の生物が生息し、仮に開門調査をすれば、死滅します。

そこで、お尋ねですが、単なる因果関係の調査のために多大な税金を投入することについて、大臣はどのように考えているのか。

第二は、被害をこうむる漁民、農民、地域住民がいるにもかかわらず開門調査を行うことが許されると思っていられないのか。

三つ目は、大臣には多くの命が奪われる自然の生き物に対する哀れみの心はないのか。死滅する生物の中には多くの絶滅危惧種もあります。自然を破壊することが許されるとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○赤松国務大臣 私は、動物、植物を愛する気持ちはだれにも負けないというふうに思っております。前回、短期開門をしたときも、たしか、そこにいる生き物は全部すくって別のところに移して、そして開門したという経過もございます。ですから、今回、もしあけるということになれば、できる限りのそういう努力は当然する。ほかへちゃんと移すということもやらなければいけないと思っております。

それから、これも、委員は私がもう直ちにあげるぞ、あげるぞというふうに言われていますが、まだそういう結論を出したわけじゃありませんが、

私はなるべく公平公正に皆さん方の意見を聞くことと思っております。

それは、利害関係者あるいは地域の人の意見をしっかりと聞くべきだという委員の御指摘も正しいと思いますけれども、そこに住む人たち、例えば漁業をやっている人たち、関連する十幾つかの漁協があります。しかし、長崎だけで、あの諫早干拓の近くだけでも三つの漁協がございますね。一番ちいちゃい、西海というんですか、瑞穂、小長井、三つあると思いますが、その四十名程度の西海漁協を除いて、あと二つのところは、その漁協の中でも賛成派、反対派に分かれて、それぞれ裁判の原告になったりしてやっておりますところがある。

それからまた、今まで開門反対と言っていた漁協も、現地の新聞によれば、今度は過半数が開門しろというふうに変わったと。現地の漁協でさえそうですから、ましてや佐賀県の、あるいは福岡県の、熊本県の漁協ということになりますと、これは、豊穰の海、有明の再生のために、一〇〇%それが原因だというふうには思わないけれども、それが原因だというふうには自分たちは思うので、そのことが本当に原因かどうかも含めて、ぜひ開門して調査をしてほしいという意見もあるんですね。

ですから、私どもは国の立場でございますので、有明に関連するそういう多くの皆さん方の意見を公平な形でしっかりと受けとめながら結論を出していくという立場は一貫をしているというふうに思っております。

○谷川委員 衆法提出者にもお聞きしたいので、なるだけ手短にお答えいただきたいんですが、大臣には最後の質問です。

諫干事業が完成し、恩恵を受けている地域住民、農漁業者すべてが考えていなかった開門調査を行うことは、一方的な方針転換であり、信義違反であります。

国は、平成十四年に、佐賀県知事らが立ち会い、長崎県知事が苦渋の決断をし、農林水産大臣、三県漁連会長と、早く防災機能が發揮できるように、平成十八年の諫干事業の完成を守ることを条件に、短期開門調査を受け入れました。平成十五年には、専門家による中長期開門調査検討会議の結果を受け、平成十六年に、亀井農林水産大臣が開門調査はしないと発表しています。

これを信頼し、国から農地の配分を県農業公社が受け、入植者も安心して農業用水が整備された畑地で生産性の高い農業ができることを期待していたので、開門され、営農計画が破綻したら大変なことになるんです。国の責任はそういう場合にはどうするつもりかとも考えて開門してください。もう要りませんから、答弁は、やると決めたとはいっていないんですからね、言っていないんです。しかし、どうもそういうにおいがするんです、新聞なんかを見ると。

ですから、もう一回言いますけれども、今私が言ったことをさらに、帰って議事録をよく読んで、客観的データをきちっとつかんでからやってくださいね、くれぐれも。これは要望です。

最後に、衆法提出者にお伺いしますが、昨年、

国会に提出された法案が審議されず、解散により廃案になったことに対する思いはいかがか、一点、二点は、どのようにして国産材の利用をふやそうとしているのか。三点目については、民主党提案の中で評価できる項目はどこだと思っております。やるのか。以上、三点についてお答えをください。

○赤松国務大臣 一点だけ訂正させていただきます、先ほど、うろ覚えだったものですから。

三漁協、瑞穂、小長井は合っています。もう一つ、西海と言ったと思いますが、これは国見漁協でございます。その三つは間違いありません。国見と訂正させていただきます。

○吉野議員 廃案になった思いであります。

これは谷川先生、日本の心、日本人の心、これは、木造住宅をつくっていく、我々、木材利用をいっばいつくっていく、そういう議論をつくりました。循環型社会形成のための木材利用推進、私、事務局の次長をさせていただきました。ここでいっばい議論をして、設計士の方々、また木材を扱っている方々、いろいろな方々から意見を聴取し、平成二十年の七月に緊急提言、ここで私たちの法案のベースになる四つの基本理念の提言を出し、総理官邸を初め農林大臣等々にこの提言書を渡してまいりました。

そして、これを、議員立法で法律をつくらうというところで、この地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律を提案したんですけれども、これは民主党の方々も当時、本当にこの趣旨に賛成をいただきました。委員長提案で、議論をしないで済むのかな、こんなところでした。

んですけれども、まさに解散の政治情勢のそのときでございましたので、農林水産委員会に諮問もされずに廃案になってしまいました。我々当事者としては本当に残念な思いでございました。

でも、今回、我々の目的と同じ木材の利用という観点から閣法で出されたわけでありまして、本当に私たちの思いと同じだということでございます。私たちが法案のいい点をどんどん取り入れて修正協議ができればいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○坂本議員 お答えいたします。

どうやって国産材利用をふやすのかということでありまして、第二条の四項で、「地域の経済の活性化に貢献することを旨として、行われなければならない。」ということの規定しておりますので、このことによりまして、木材の地産地消、こういったものが促進するというふうに思います。

さらに、十八条では、各自治体で今、地域材の利用を促進する、そういう条例で地域材の活用を図っておりますけれども、これをさらに充実するために、税制あるいは金融上の支援措置をしていくということを規定しております。このことによりまして、各自治体で実行してもらえる地域材の利用、これがさらに促進するものというふうに思っております。

さらに、十五条では、木材の供給の安定化、そして生産性の向上、これをうたっておりますので、このことによりまして、コスト低減を図り、国際

競争力をつけるということにつながる、そのことが国産材の利用、使用向上につながると思っております。

民主党案の中で評価できる項目は何かということですが、これはいろいろなところで私たちは評価をしたいと思っております。今国会において、閣議決定を経て、政府が一体となって木材利用の促進に資するためにこういう法律を出していただいた、これは敬意を表したいと思っております。そして、まず隗より始めよということ、国自身が率先して公共事業の建築物に木材を使用する、こういうことを身をもって示そうという、その姿勢を高く評価したいと思います。

それから、国産材という文言を、例示とはいえ法律案に盛り込んだということについても、私たちは評価をしております。

さらに、認定木材高度化計画に對しまして、頑張る木材業者を認定する、こういうことを盛り込んでいただいた。これは非常にこれからの木材産業に、あるいは林材産業に効果的なものであると私は思いますし、ともすれば林野庁だけに陥りがちな木材振興を国土交通省まで広めて、そして、それぞれの横の省庁連携でやろうとされていること、これについては高く評価をいたしたいと思っております。

どちらにしましても、私たちが出している法案と非常に、目的は同じでございますので、同じところ、あるいは長所をそれぞれ抜き出して、そしてよりよい法案にしていただければというふうに思っております。

以上です。

○谷川委員 最後に、木材に戻って、諫干で随分文句を言ったので、これは感謝ですが、実は私も、自民党の部会で随分なり合ったんです、自民党の先輩たちと。公共事業で使えと。そうしたら、外交問題にも発展するので詳しくは言いません、何々だからできぬ、何々だからできぬとずつと言われてきました。それができているので本当にびっくりし、私は部会でも言ったんです。いろいろ細かい点はあるかもしれぬ、しかし、今回については曲げてこれに賛成してくれる、ちようちん行列をして喜びたいぐらいなんだ、業界人としては。そういうふうに言ったので、この件については本当に感謝していますので、どうぞ、選挙の争点にするのが民主党は多いですけども、この件だけは、そんなことにしなくて純粋に業界のことを考えてきたと高く評価しますよ、本当に高く評価します。ありがとうございます。

終わります。